



## 若年消費者の信用取引における 適正与信の現状と課題

谷本 圭子 Tanimoto Keiko 立命館大学法学部 教授

専門は民法・消費者法。京都府消費生活審議会委員。著書に『これからの消費者法 - 社会と未来をつなぐ消費者教育』（共著、法律文化社、2020年）ほか

### 成年年齢引下げ後の若年消費者による 信用取引への懸念

2022年4月からの成年年齢引下げに当たり、ローンやクレジットについては、特に新たに成人となる18歳、19歳の若年消費者にトラブルが生じるのではないかと懸念が生じています。

「消費生活年報2021」（国民生活センター編）によれば、契約当事者の年代別にみた相談件数では、「フリーローン・サラ金」は20歳未満では上位25位以内に入っていませんが、20歳代では12位となっています。フリーローン・サラ金の相談件数は、20歳代以降は各年代で多く、全体の中で10位で、平均契約金額は約240万円と突出して多額となっています。また、相談事例の代金支払方法は、販売信用が年々増加し32.5%となっていて、そのうち「2か月内払い」は年々増加し7割以上を占めています。信用取引自体の問題性が、成人となり親の同意が不要となると表れてくるといえそうです。さらに、販売手口別では「クレ・サラ強要商法」にかかわる相談件数は1,911件で、その中でも、20歳代が契約当事者の多くを占めるという特徴がみられます。

### 若年者・消費者信用取引の特質

そもそも若年者はその年齢のゆえに「経験や知識が蓄積されていない」といえます。そのため精神状態に特徴がみられ、予測力や判断力に乏しく、また、経済的には他者に依存していたり所得が低かったりと、「経済力に乏しい」とい

ます。だからこそ、若年者については、将来に向けて「知識・経験の蓄積」と「自らの経済活動による所得」により、適切な社会生活を営むことができるよう、年長者が思慮すべきという理念が対応の前提となるべきです。

一方、ローンやクレジットなどの後払い（消費者信用取引）には、現実の支払いを後回しにして、すぐに欲しいものを取得できるという心理的気軽さがあります。最近では「ポストペイ」という言葉とともにその気軽さが宣伝されることにその特質が表れています。しかし、この気軽さは裏を返せば、将来支払えるかは不確実なのに買い物をしてしまう危険につながります。また、信用取引はほかの取引を支える機能を持つため、売買契約の際に無理やりサラ金等から借金をさせたりクレジット契約を組ませたりする、いわゆる「クレ・サラ強要」という問題も生み出しています。

若年者の「経験や知識が蓄積されていない」「経済力に乏しい」という特質は、ローンやクレジットの「心理的気軽さ」「将来の支払能力の不確実さ」と結び付いて、若年者が返済できない多額の債務を負う「過剰与信」の危険を招きかねません。ましてや、判断力、予測力や経済力が一般的に乏しい18歳、19歳の若年成人には、今や親の同意なくローンやクレジットの契約を結んでも取消権は認められないので、その危険は、より高まっています。さらに、2020年に割賦販売法が改正され、極度額が10万円以下の包括クレジットについては、簡単に申し込めるものが認



められています。今まではオンラインでの契約で、コンビニ払いや代金引換などひと手間かかる方法で決済するしかなかった高校生や大学生が、簡単で便利な決済手段としてこれを申し込むことが予想されます。「簡単さや便利さ」がリボ払いなどの手数料で増大し得る多額の債務という危険に若年者をさらしかねないのです。ローンやクレジットについて、成年年齢引下げへの対応が必要であることは明らかでしょう。

## 関係諸機関による対応

### (1) 消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ

内閣府消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ(以下、WG)は、2017年1月のWG報告書において、信用取引について提案を行いました。まず、「処分等の執行の強化」として、「特定商取引法に係る契約またはその支払手段となる信用供与契約について虚偽記載を唆す行為の禁止及びその積極的な執行」を提案しています。クレ・サラ強要商法の禁止は、同法施行規則7条6号等の新設に結実しました。また、「事業者の自主的取組の促進」として、「若年成人に対する貸付・信用供与に係る健全性確保」が提案されています。具体的には、「貸付額に一定の利用限度額を設けることや、借入目的や勤務実態の確認を電話連絡等で実施するなど、返済能力の調査を一層適切に行う取組」や、クレジットについては、「クレジットカードの極度額に一定の制限を設けることや、個別クレジット契約の申込みに対しては収入源や収入額の確認を電話連絡等で実施するなど、支払可能見込額調査をより一層丁寧に行う取組」の推進が提案されています。そのうえで、自主的取組が奏功しない場合には、「消費者被害を防止するため、さらなる必要な対策を検討すべき」とされています。

### (2) 成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議

2018年4月からは「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」が2022年6月時点で6回開催されています。金融庁は第1回会議で、WG報告書の提案に沿った貸金業者による自主的取組を推進するとしました。また、2021年7月の第5回会議では、18歳、19歳への自主的取組が成年年齢引下げ後も実施されるよう日本貸金業協会に対して業界への周知や「横展開」を要請したとしています。一方、経済産業省は、クレジットに関して、第1回会議から日本クレジット協会によるクレジット教育に関する活動を自主的取組として示しています。また、金融庁と経済産業省は、事業者による自主的取組について実態調査を行い、これに基づき効果的な取組を推進するとしています。

### (3) 実態調査結果

前記のように、金融庁および経済産業省からの要請を受けて、各業界団体が加入業者に対してアンケート調査を行い、その結果を公表しています。次から、18歳、19歳の学生に対する結果を中心にみていきます。

まず、日本貸金業協会による2021年度の調査の結果<sup>\*1</sup>によれば、「利用限度額の低額設定」については、2021年3月末時点で低く設定している貸金業者の割合は約75%ですが、2022年4月以降この割合は約46%へと減少し、かつ、「未定」との回答が約25%と相当割合に上るため、事業者が対応を変えることが予想されます。また、貸付けが50万円以下でも年収証明書を取得している貸金業者の割合は約17%で、2022年4月以降この割合は25%と増加していますが、未定(約19%)を合わせても50%に及びません。420事業者中、2021年3月末時点で18歳、19歳に貸付けを行う事業者は、一般顧客に対しては92事業者、学生に対しては47事業者ですが、

\*1 日本貸金業協会「若年層の顧客に対する貸付方針・取組状況等に関する調査結果(2021年度調査)」(2021年10月15日)  
<https://www.j-fsa.or.jp/doc/material/report/211015.pdf>



2022年4月以降は、それぞれ105事業者、52事業者となり、しかも「未定」との回答がそれぞれ108事業者、74事業者である点からは、大多数の貸金業者が成人となった18歳、19歳の若年者に対して、貸付けを行うのか、行う場合は自主的取組を実施するのか、分からない状況です。

一方、日本クレジット協会は2020年度の調査では、その時点の契約状況を調査したのみで、2021年度の調査<sup>\*2</sup>でようやく2022年4月以降の方針も調査しました。包括クレジットに関する調査結果によれば、極度額の少額設定については、調査時に実施している事業者の割合は約89%、「極度額30万円以下の調査の特例にも関わらず、原則支払可能見込額調査を実施している」事業者の割合は約77%、「収入の確認」をしている事業者の割合は約60%となっており、2022年4月以降もこの割合には大きな変化はないようです。なお、248社中、調査時点で18歳、19歳と条件なしに契約をする事業者は、一般顧客に対しては147社、学生に対しては99社ですが、2022年4月以降は、それぞれ177社、133社となるようです。なお、高校生とは契約しない事業者は、調査時点で33社、2022年4月以降も34社のみです。

さらに、金融庁は、銀行カードローンについて「融資審査の厳格化を徹底し、業務運営の適正化を推進する取組を進める」なかで、2018年に実態調査、2019年にフォローアップ調査<sup>\*3</sup>を行っています。その調査結果によれば、融資上限額を設定し年収を勘案するのは120行中102行にとどまり、そのうち83行が年収の2分の1としていて、年収の3分の1とするのは14行のみです。

#### (4) 関係閣僚会合

自主的取組が十分に促進されているとはいえない状況で、2022年1月7日の「成年年齢引下

げに関する関係閣僚会合」において、金融担当大臣は具体的な促進策を示しました。これに基づき、日本貸金業協会は、①「18歳、19歳の若年者への貸付けにおいては、貸付額に関わらず、収入の状況を示す書類の提出等を受けて確認するものとする」との内容 ②資金使途の確認や名義貸与・マルチ商法への注意喚起 ③成年年齢引下げの表現を用いた若年者への広告・勧誘の禁止を、社内規則策定ガイドライン「過剰貸付けの防止」に盛り込み、金融庁は、2月16日に貸金業者に対して、このガイドラインに基づき社内規則を策定し、遵守<sup>じゆんしゆ</sup>することを要請しました。その遵守状況については、当局の監督・検査によりモニタリングするとされています。このような対応を受けて全国銀行協会は2月17日に「成年年齢引下げを踏まえた銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」を公表し、前記①～③と同様の内容を行うよう努めるとしました。前記の関係閣僚会合で経済産業大臣も一定の促進策を示し、3月18日に経済産業省は日本クレジット協会に対して、18歳、19歳の若年者に対する適切な情報提供と過剰与信防止義務の遵守の徹底を内容とする協力依頼を要請し、監督・検査を強化するとしています。

#### 法制度の現状と課題

そもそも法制度は、若年者の保護のために、また、消費者信用取引に関して、十分な内容となっているのでしょうか。もちろん、消費者基本法は「消費者の年齢その他の特性」への配慮を、また、取引に際して「消費者の知識、経験及び財産の状況等」に配慮する事業者の責務を定めています(2条2項、5条1項3号)。このような規定の趣旨は、信用取引に関しては、貸金業法および割賦販売法において、「収入を基礎として返済能力や支払能力を調査する義務」を事業者に

\*2 日本クレジット協会「成年年齢引下げに伴う18～19歳との契約等の実態把握のための調査(2021年度調査結果)」  
[https://www.j-credit.or.jp/information/download/young\\_agreement\\_2021.pdf](https://www.j-credit.or.jp/information/download/young_agreement_2021.pdf)

\*3 金融庁「銀行カードローンのフォローアップ調査結果について」(2019年9月18日)  
<https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20190918/002.pdf>





課したうえで、過剰与信を防止する規定によって、また、「知識・経験・財産の状況・契約締結目的に照らして」適切な業務運営をするよう義務づける規定によって、相当程度に具体化されているといえます。

ただ、過剰与信を防止する規定も、収入証明を必須とはしていませんし、返済能力や支払能力の調査義務についても、決して少額とはいえない一定額以下の与信について「利用者保護に支障を生ずることがない」ことなどを理由として、課していません。そのため、特に知識・経験が乏しく、収入も少ない若年者に対しては、十分な内容とはいえないでしょう。

## 自主的取組の促進は奏功したか

WGが提案した「事業者の自主的取組の促進」は、提案から4年以上経っても、促進されたといえる状況になかったことは前記のとおりです。もっとも、引下げの直前になって、ようやく金融庁や経済産業省が対応策を示したことは評価できます。ただ、日本クレジット協会はウェブサイトで「大学生からのクレジットシミュレーション」を公開していて、経済産業省もリンクを張っていますが、成年年齢引下げにより親の同意なく「クレジットの契約もできるようになります」として、大学のあらゆる場面で堅実な行動よりもクレジットを使う便利さを強調する内容で、前記の要請とは<sup>あいい</sup>相容れず、このような動画が消費者教育に用いられることは適切とはいえないため、改善が求められます。

## 法的対応の必要性

若年者への配慮は、成年年齢引下げ後の18歳、19歳への対応にとどまるべきではありません。若年者を対象とする、さらには高齢者も含めて、消費者の年齢に配慮する抜本的な法的対応が必要ではないでしょうか。考えられる法的対応としては、第一に、収入の証明を厳格にすることです。ローンについて貸金業法は、源泉徴収票

などの収入を証明する書面などの提出を受ける義務を、50万円を超える額の貸付けについて事業者<sup>に</sup>課していますが、「顧客の年齢に照らして必要と認められる場合」にもこれを課すべきと考えます。また、クレジットについては割賦販売法に、収入を証明する書面などの提出を受ける事業者の義務は定められていませんが、この義務を「利用者の年齢に照らして必要と認められる場合」にも課すべきと考えます。第二に、クレジット取引について利用者の支払能力の調査を厳格にするべきです。現在、割賦販売法は、包括クレジットについては限度額30万円以下、個別クレジットについて支払総額10万円以下の場合には、利用者の支払能力(支払可能見込額)を調査する事業者の義務を免除しますが、「利用者の年齢に照らして必要と認めるとき」には、義務を免除すべきではないと考えます。第三に、銀行カードローンにも貸金業法と同程度の規制を及ぼすべきです。同じローンなのに銀行によるローンには貸金業法が適用されないことには説明がつかないでしょう。そのうえで「顧客の年齢に照らして必要と認められる場合」に収入証明書面の提出を受ける義務を課すべきと考えます。

さらに、2カ月内後払いやクレ・サラ強要商法について、抗弁権の接続や取消権など消費者が行使できる民事上の権利を認めることも、今後検討する必要があります。もちろん、これらは若年者にのみかかわる問題ではありませんが、若年者に実際に生じている問題の解決に資するのみでなく、若年者の主体的な行動を促すことにもなるでしょう。

私たち年長者は常に、若年者が将来に向けて、知識・経験の蓄積と自らの経済活動による所得により適切な社会生活を営むことができるように、思慮し行動する責任を負うと考えます。信用取引に関しては、「若年者が収入に見合った消費によって生活を営む」という経験を少しずつ積むことができるよう、年長者は支援する必要があります。